

加 監 第 3 1 号
平成22年7月12日

様

加西市監査委員 小 谷 融
加西市監査委員 桜 井 光 男

加西市職員措置請求について（通知）

平成22年6月23日に提出された標記の住民監査請求について、下記のとおり、却下することを決定したので通知します。

記

1 監査請求の趣旨

平成22年6月23日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

(1) 懲戒処分について

市長が元職員を飲酒運転により懲戒免職処分としたことは、地方公務員法第27条第1項、加西市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第1条から第3条に抵触している。

(2) 給与等の支給について

飲酒運転をした元職員は、懲戒免職処分の取消しを求めて訴訟を提起した。最高裁まで争われたが処分の取消しが確定した。その後、元職員に対して、懲戒免職処分から自主退職までの間（2年6カ月）、勤務実績がなく地方公共団体の職員でもないにも関わらず給与、退職金が支払われている。これは、地方自治法第204条の2に規定に抵触する。

市長が公権力の行使を誤ったことから、元職員に給与、退職金を支給することとなった。市長に対し、この支給に対する損害額を請求する。

2 却下理由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、当該行為の是正又は未然の防止を目的とするものである。

従って、住民監査請求の対象は、当該地方公共団体の執行機関又は職員の法令違反等による具体的な損害の発生等を伴う違法又は不当な財務会計行為であることが必要である。

(1) 懲戒処分について

市長が元職員に行った懲戒免職処分は、財務会計上の行為でないことから住民監査請求の対象とならない。

(2) 給与等の支給について

給与、退職金の支給は、最高裁判所において懲戒免職処分の取消しが確定したことから、地方公務員法第50条第3項の規定に基づいて支給したものであり、請求人が主張する違法、不当とする理由がない。

よって、本件の監査請求は、法令の監査請求対象の要件を欠いたものであることから却下する。